

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年11月18日
【会社名】	株式会社ノエビアホールディングス
【英訳名】	Noe vir Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大倉 俊 (1)
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 (1)
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社ノエビア 執行役員管理本部経理部長 濱口 雅之
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 株式会社ノエビア
【電話番号】	078 (303) 5121(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社ノエビア 執行役員管理本部経理部長 濱口 雅之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	51,599,815,549円 (2)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

- (注) 1 株式会社ノエビアホールディングスは、本届出書提出日現在において未設立であるため、上記〔代表者の役職氏名〕及び〔本店の所在の場所〕は未確定であり、代表予定者及び本店所在予定地を記載しております。
- 2 上記〔届出の対象とした募集金額〕は、本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社ノエビアの最近事業年度末日の平成22年9月20日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	41,337,487株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1 株式会社ノエビア（以下「(株)ノエビア」という。）の発行済株式総数(平成22年9月20日現在)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社ノエビアホールディングス(以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、(株)ノエビアの平成22年10月29日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認）、平成22年11月10日開催の取締役会決議（株式移転計画の定時株主総会への附議）及び平成22年12月8日開催予定の(株)ノエビアの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定であります。
- 3 (株)ノエビアは、当社の株式について、東京証券取引所(市場第二部)に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることといたします。

- (注) 1 普通株式は、当社成立の日の前日における(株)ノエビアの最終の株主名簿に記録された株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買い取りを請求する(株)ノエビアの株主については、当該株主に代えて(株)ノエビアが株主として記載または記録されているものとみなす。）に、その保有する(株)ノエビアの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。が、(株)ノエビアの平成22年9月20日現在における株主資本の額（簿価）は51,599,815,549円であり、発行価額の総額のうち7,319,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 なお、当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成23年3月22日より市場第二部に上場する予定であります。
 東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるいわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定であります。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項））について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

3【募集の条件】**(1)【入札方式】****【入札による募集】**

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所(市場第二部)への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における募集株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所(市場第二部)への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的および理由

(株)ノエビア、その子会社13社および関連会社2社で構成されるノエビアグループ（以下「当社グループ」という。）が事業を展開する化粧品・医薬品・食品の各市場は、国内において「成熟市場における競争激化」「消費者の低価格志向」「人口の減少」などにより強い競争力が必要とされる一方、海外においては「アジアを中心とした成長市場」も新たに生まれてきております。

また、国内外の市場・流通・顧客など「取り巻く環境の変化」が急速に進んでおり、消費者のニーズを的確に捉えた商品開発やマーケティングを強化し、「新しい需要の創造」による成長機会を獲得していくことが重要な課題となっております。

持株会社設立により、当社グループの有する「ブランド力」「研究開発力」「生産技術力」「マーケティング力」等の経営資源を最大限に活用することが可能になり、更なる事業基盤や競争力の強化を図ることができます。高品質で高付加価値な商品の提供、国内外における成長市場での積極展開など、当社グループの各事業分野が成長し、発展することによりグループ企業価値の最大化が可能になります。

係る持株会社設立の目的は以下のとおりです。

グループ企業価値の最大化

グループ経営を行う組織と、事業推進を行う組織を、明確に分離することにより、化粧品事業、医薬品事業、食品事業、その他の事業の独自性、専門性を発揮し、取り巻く環境の変化に柔軟かつスピードをもって対応する全体最適の経営を行い、グループ企業価値の最大化を目指します。

コーポレート・ガバナンスの強化

持株会社が行う評価・モニタリングにより、グループの内部牽制機能をさらに進めて、グループ全体におけるコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。それにより、グループ経営の透明性を高め、社会的責任を果たしてまいります。

グループ戦略機能の強化

持株会社主導により、グループ内の事業・組織再編や業務・資本提携、M&Aなど、柔軟かつ機動的に行うことで、経営環境の変化に迅速に対応してまいります。それにより、国内外の各市場における競争力をより一層強化し、グループ事業の基盤強化や領域拡大も目指します。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社ノエビアホールディングス		
(2) 事業内容	グループ各社の経営管理及びそれに附帯する業務		
(3) 本店所在地	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役会長	大倉 昊	現 (株)ノエビア 代表取締役会長
	代表取締役社長	大倉 俊	現 (株)ノエビア 代表取締役社長
	取締役	赤川 正志	現 (株)ノエビア 常務取締役管理本部長
	取締役	吉田 一幸	現 (株)ノエビア 取締役上席執行役員経営企画部長
	取締役	海田 安夫	現 (株)ノエビア 取締役上席執行役員生産物流本部長兼情報システム部担当
	取締役	中野 正隆	現 常盤薬品工業株式会社 代表取締役社長
	取締役	田中 早苗	現 弁護士（田中早苗法律事務所 代表）
	監査役	林 良治	現 (株)ノエビア 常勤監査役
	監査役	上田 正和	現 (株)ノエビア 監査役
	監査役	寄田 和宏	現 (株)ノエビア 監査役
(5) 資本金	7,319百万円		
(6) 純資産（連結）	未定		
(7) 総資産（連結）	未定		
(8) 決算期	9月30日		

提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成23年3月22日時点では、以下のとおりとなる予定です。

(株)ノエビアは、平成22年12月8日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成23年3月22日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金又は出資金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株ノエビア 1	神戸市中央区	7,319,431	化粧品事業 食品事業 その他の事業	100	役員の兼任 有(予定)
株ポナンザ	神戸市中央区	10,000	化粧品事業	100 (100)	株ノエビアが化粧品製造を受託 役員の兼任 無(予定)
株ノエビアツーリスト	大阪市中央区	100,000	その他の事業	100 (100)	株ノエビアの旅行を斡旋 役員の兼任 無(予定)
株ノエビア アピエーション	大阪府八尾市	35,000	その他の事業	100 (100)	株ノエビアへの運航サービス 役員の兼任 無(予定)
常盤薬品工業株 1	大阪市中央区	4,301,265	化粧品事業 医薬品事業 食品事業	100 (100)	株ノエビアが栄養補助食品を購入 株ノエビアの化粧品を販売 株ノエビアが短期貸付・長期貸付 役員の兼任 有(予定)
株常盤メディカルサービス 4	大阪市西区	98,000	化粧品事業 医薬品事業 食品事業	100 (100)	株ノエビアが長期貸付 役員の兼任 無(予定)
ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク 1	アメリカ カリフォルニア	米ドル 7,250,000	その他の事業	100 (100)	北米地区の特株会社 役員の兼任 有(予定)
ノエビア ユーエスエー インク 3	アメリカ カリフォルニア	米ドル 5,900,000	化粧品事業	100 (100)	株ノエビアの化粧品を販売 株ノエビアが土地建物を賃貸 役員の兼任 有(予定)
ノエビア カナダ インク 2	カナダ バンクーバー	加ドル 1,131,606	化粧品事業	100 (100)	株ノエビアの化粧品を販売 役員の兼任 有(予定)
ノエビア アピエーション インク 3	アメリカ ニュージャージー	米ドル 1,350,000	その他の事業	100 (100)	株ノエビアが土地建物を賃貸 株ノエビアが短期貸付 役員の兼任 有(予定)
ノエビア ヨーロッパ エスアールエル	サンマリノ共和国 サンマリノ	ユーロ 26,000	その他の事業	100 (100)	役員の兼任 有(予定)
台湾蘭碧兒股? 有限公司	台北市松江路	千台湾ドル 31,000	化粧品事業	96.77 (96.77)	株ノエビアの化粧品を販売 役員の兼任 有(予定)
上海諾薇雅國際貿易有限公司	上海市浦東 外高橋保稅区	千人民元 3,311	化粧品事業	100 (100)	役員の兼任 有(予定)
上海諾依薇雅商貿有限公司	上海市 肇嘉浜路	千人民元 5,000	化粧品事業	50 (50)	株ノエビアの化粧品を販売 役員の兼任 有(予定)

(注) 1 「主要な事業の内容」については、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合欄の()内は、間接所有割合であります。

3 1：特定子会社であります。

4 上記の内、(株)ノエビアを除いて有価証券届出書または有価証券報告書の提出会社に該当するものではありません。

5 (株)ノエビアは当社の完全子会社であり、(株)ノエビア以外は全て(株)ノエビアの連結子会社であります。

6 2：株式についてはノエビア ユーエスエー インクが全て所有しております。

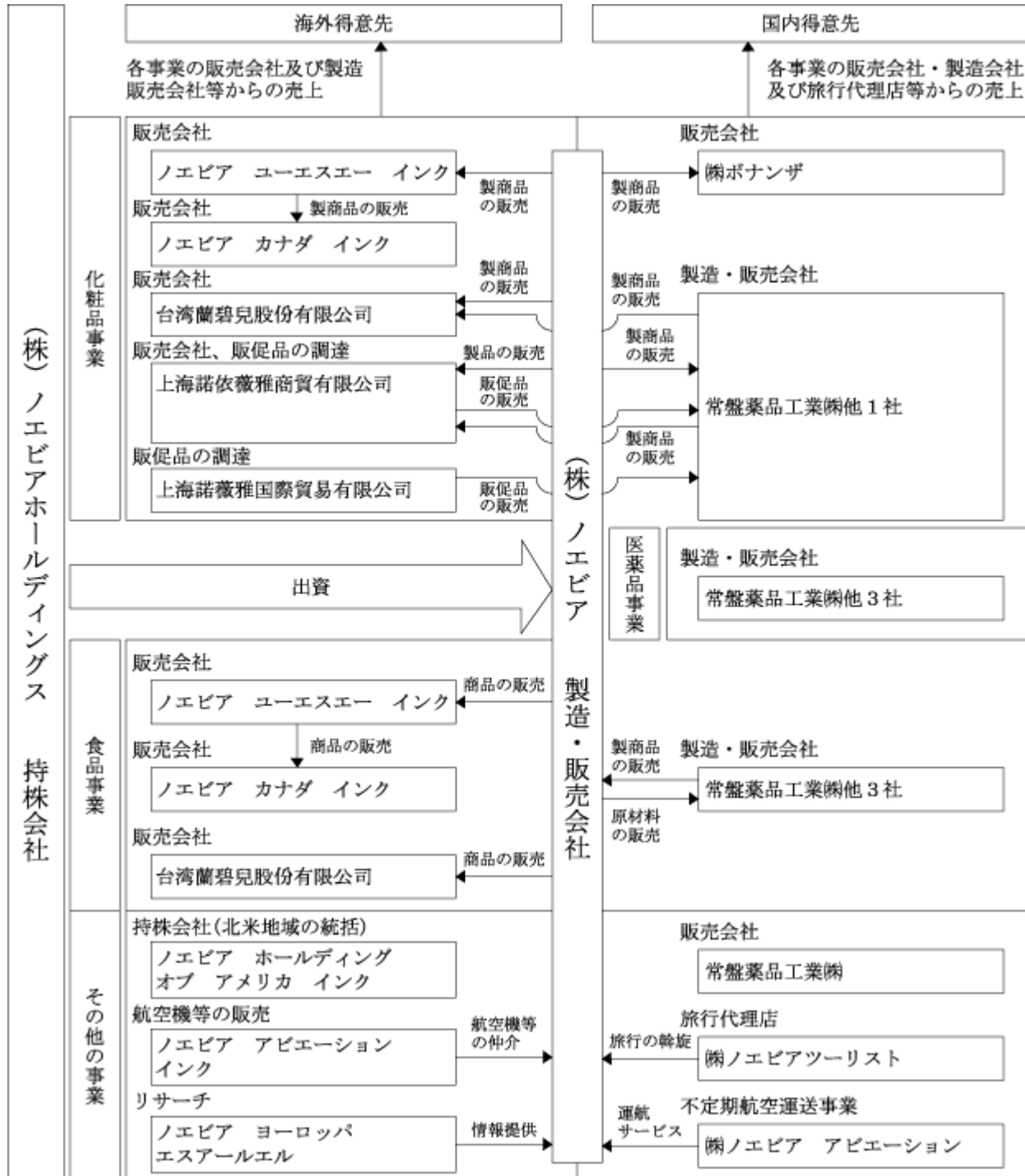
7 3：株式についてはノエビア ホールディング オブ アメリカ インクが全て所有しております。

8 4：常盤薬品工業株の子会社であります。

9 (株)ノエビア及び常盤薬品工業(株)については、売上高の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	(株)ノエビア	常盤薬品工業(株)
(1) 売上高	29,195,898千円	23,877,398千円
(2) 経常利益	2,444,900千円	1,344,330千円
(3) 当期純利益	1,597,677千円	823,655千円
(4) 純資産額	51,632,056千円	9,836,278千円
(5) 総資産額	80,471,614千円	26,026,322千円



(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、(株)ノエビアは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役および監査役は、(株)ノエビアおよび当社グループ各社の取締役および監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社である(株)ノエビアと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(株)ノエビアは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成23年3月22日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を平成22年10月29日開催の同社の取締役会において決定しました。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

株式移転計画書

株式会社ノエビア(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙の「株式会社ノエビアホールディングス定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「株式会社ノエビアホールディングス」とし、英文では「Noevir Holdings Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、神戸市とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、145,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「株式会社ノエビアホールディングス定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

大倉 昊

大倉 俊

赤川 正志

吉田 一幸

海田 安夫

中野 正隆

田中 早苗

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

林 良治

上田 正和

寄田 和宏

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、第5条に定める乙の成立の日の前日の甲の最終の株主名簿に記録された甲の株主(ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取を請求する甲の株主については、当該株主に代えて甲が株主として記載または記録されているものとみなす。)に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株を割当交付する。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

7,319百万円

(2) 資本準備金の額

1,830百万円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

(5) その他利益剰余金の額

0円

(乙の成立の日)

第5条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成23年3月22日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第6条 甲は、平成22年12月8日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(乙の上場証券取引所)

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第8条 乙の株主名簿管理人は、中央三井信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力の発生)

第10条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成22年10月29日

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1

甲：株式会社ノエビア

代表取締役 大倉 俊

(別紙)

株式会社ノエビアホールディングス 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ノエビアホールディングスと称し、英文では、Noevir Holdings Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

(1) 次の製品の製造、販売および輸出入

化粧品、医薬品、医薬部外品、洗剤、歯磨、石けん、浴用製品

口腔衛生用品

清涼飲料、菓子

酒類

健康食品、栄養補助食品

食料品

海水から抽出したビタミン、ミネラル等の栄養素を補給した食用塩、にがり、調味料及びそれらを使用した食品

化学薬品

医療用具

日用品雑貨

(2) 次の製品の販売および輸出入

貴金属、宝石、装身具

家庭用電気製品、家具、寝具、インテリア用品、食器、陶器、什器、キャンプ用品、釣具、スポーツ用品、衣料品、下着類、

毛皮製品、化粧雑貨品、美容器具、家庭用衛生用品、生花植物、大工工具

光学機器、音響機器、調理機器

事務用機械器具

航空機、航空機用機械器具

船舶、船舶用機械器具

車両、車両用機械器具

(3) 不動産の売買、賃貸、仲介

(4) 損害保険代理業

(5) 生命保険の募集に関する業務

(6) 金融業および両替業

(7) 図書の出版および印刷業

(8) 情報サービス業、広告業

- (9) 旅行業
 - (10) 旅館業
 - (11) バッグ・旅行用品等の販売およびレンタル
 - (12) 駐車場の経営
 - (13) 自転車貸渡業
 - (14) 航空機使用事業
 - (15) 航空運送事業
 - (16) 写真撮影業
 - (17) 航空機を利用した会員制倶楽部の運営
 - (18) 航空機運送請負業
 - (19) 航空機整備業
 - (20) 航空関連事業のコンサルタント業
 - (21) 格納庫賃貸業
 - (22) 貨物運送取扱業
 - (23) 船舶運送に関する業務
 - (24) 一般および特定労働者派遣事業
 - (25) 映画、演劇、スポーツ、音楽等の催物の興行
 - (26) 美容学校、メイクアップスクール、カルチャースクールの経営
 - (27) スポーツスクールの経営
 - (28) レストラン、喫茶店、パブの経営
 - (29) ホテルの経営
 - (30) 薬草、園芸植物の栽培および緑化事業の経営
 - (31) 水産物の養殖および加工
 - (32) きのこと類等の栽培および加工
 - (33) 愛玩動物用の食品、医薬品、医薬部外品、医療用具、医療機器および飼育用品の製造、加工および販売
 - (34) 農産物、林産物の加工
 - (35) 薬局の経営および毒物・劇物の販売
 - (36) 介護保険法に基づく居宅介護支援、居宅サービス事業、介護療養施設運営および介護用品、機器の販売
 - (37) 介護保険外における要介護老人、病人および身体障害者に対する入浴、食事、掃除、洗濯、医療機関への連絡、通院介助その他日常生活における介護サービス業務ならびに介護に関する指導
 - (38) 介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設の運営および業務請負
 - (39) 上記各号に附帯関連する一切の業務
- 2 . 当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神戸市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、145,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

（株主総会の招集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の最終の日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

（招集権者および議長）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2．取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めるところにより他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2．会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

（取締役の員数）

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

（取締役の選任方法）

第21条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集）

第24条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めるところにより他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の決議方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

（監査役の員数）

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任方法）

第32条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

- 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第34条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第35条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2．監査役会は、監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。

（監査役会規程）

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第40条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2．当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

（会計監査人の選任）

第41条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

（会計監査人の任期）

第42条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除）

第43条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第44条 当社の事業年度は、毎年10月 1 日から翌年 9 月30日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月30日とする。

- 2．当社は、毎年 3 月31日を基準日として中間配当をすることができる。
- 3．前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

（最初の事業年度）

第1条 当会社の最初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から平成23年9月30日までとする。

（報酬等）

第2条 当会社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬総額は、年額1,000百万円以内とし、当会社の最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬総額は、年額100百万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

4【組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	株式会社ノエビアホールディングス (完全親会社)	(株)ノエビア (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 本株式移転に伴い、(株)ノエビアの普通株式1株に対して新たに設立する当社の普通株式1株を割当交付いたします。

2. 株式移転比率の算定根拠等

(1) 算定の根拠

本株式移転におきましては、(株)ノエビア単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の(株)ノエビアの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する(株)ノエビアの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

(2) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

買取請求権の行使の方法について

(株)ノエビアの株主が、その有する(株)ノエビアの普通株式につき、(株)ノエビアに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年12月8日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)ノエビアに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)ノエビアが上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成22年12月8日開催予定の(株)ノエビアの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、平成22年12月8日開催予定の(株)ノエビアの定時株主総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主1名に委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、(株)ノエビアに提出する必要があります。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成22年12月7日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、(株)ノエビアが株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、(株)ノエビアに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日の前日の(株)ノエビアの最終の株主名簿に記録された株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取を請求する(株)ノエビアの株主については、当該株主に代えて(株)ノエビアが株主として記載または記録されているものとみなす。）に割当てられます。株主は、自己の(株)ノエビアの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要ならびに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画並びに会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類を、(株)ノエビアの本店において平成22年11月19日より備え置くこととされております。

株式移転計画は、平成22年10月29日開催の(株)ノエビアの取締役会において決定されたものであり、その内容は「3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。

これらの書類は、(株)ノエビアの営業時間内に(株)ノエビアの本店において閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

平成22年9月20日	定時株主総会基準日
平成22年10月29日	株式移転計画決議取締役会
平成22年12月8日(予定)	株式移転計画承認定時株主総会
平成23年3月16日(予定)	(株)ノエビア上場廃止日
平成23年3月22日(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
平成23年3月22日(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(株)ノエビアの株主が、その有する(株)ノエビアの普通株式につき、(株)ノエビアに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年12月8日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)ノエビアに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)ノエビアが上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である(株)ノエビアの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら(株)ノエビアの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次 決算年月	第36期 平成18年9月	第37期 平成19年9月	第38期 平成20年9月	第39期 平成21年9月	第40期 平成22年9月
連結経営指標等					
売上高 (千円)	59,344,810	59,351,712	58,668,917	55,227,102	52,580,449
経常利益 (千円)	4,249,323	4,344,562	4,543,273	3,938,410	3,087,289
当期純利益 (千円)	1,507,427	2,017,833	2,937,113	2,151,840	1,565,168
純資産額 (千円)	43,340,893	44,222,689	51,600,610	51,902,471	52,011,912
総資産額 (千円)	101,507,637	99,787,331	95,818,342	89,307,664	88,796,857
1株当たり純資産額 (円)	1,209.41	1,232.78	1,247.93	1,255.50	1,258.20
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.08	56.33	71.94	52.07	37.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	35.74	47.83	62.67	-	-
自己資本比率 (%)	42.7	44.3	53.8	58.1	58.6
自己資本利益率 (%)	3.5	4.6	6.1	4.2	3.0
株価収益率 (倍)	30.7	22.9	12.6	18.4	25.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,945,456	6,805,422	6,984,653	5,972,072	4,595,126
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,250,496	1,455,116	14,249	2,057,048	2,281,531
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,776,298	2,733,481	6,596,738	8,243,705	1,486,081
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	30,087,001	35,657,774	35,913,855	35,579,974	36,362,030
従業員数 (外平均臨時雇用者数) (名)	2,461 (237)	2,370 (227)	2,333 (229)	2,336 (225)	2,287 (223)

(注) 1 売上高は、消費税等抜きで表示しております。

2 第39期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第40期については、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載であります。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

平成22年10月29日 (株)ノエビアの取締役会において、(株)ノエビアの単独株式移転による持株会社「株式会社ノエビアホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成22年12月8日 (株)ノエビアの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、(株)ノエビアがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成23年3月22日 (株)ノエビアが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所（市場第二部）に上場(予定)

なお、(株)ノエビアの沿革につきましては、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、持株会社としてグループ各社の経営管理及びそれに附帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる(株)ノエビア及びその関連会社で構成される当社グループの最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。(平成22年9月20日現在)

当社グループは、(株)ノエビア、その子会社13社及び関連会社2社で構成され、化粧品・トイレタリー・医薬品・栄養補助食品の製造並びに販売及び化粧雑貨の販売を主な事業内容としております。当社グループ各社の事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

「事業区分の概要」

事業区分	主な事業内容	会社	
化粧品事業	化粧品、トイレタリーの製造販売並びに化粧雑貨の販売	国内	(株)ノエビア、(株)ボナンザ、常盤薬品工業(株)他1社 1
		海外	ノエビア ユーエスエー インク、ノエビア カナダ インク、台湾蘭碧兒股? 有限公司、上海諾薇雅国際貿易有限公司、上海諾依薇雅商貿有限公司
医薬品事業	医薬品の製造販売	国内	常盤薬品工業(株)他3社 1
食品事業	栄養補助食品の製造販売	国内	(株)ノエビア、常盤薬品工業(株)他3社 1
		海外	ノエビア ユーエスエー インク、ノエビア カナダ インク、台湾蘭碧兒股? 有限公司
その他の事業	アパレル、航空機・船舶の仕入販売、不定期航空運送業、その他	国内	(株)ノエビア、(株)ノエビアツーリスト、(株)ノエビア アピエーション、常盤薬品工業(株)
		海外	ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク、ノエビア アピエーション インク、ノエビア ヨーロッパ エスアールエル

(注) 1 他の会社は、全て常盤薬品工業(株)の関係会社であり、その内2社は持分法非適用関連会社であります。

(1) 化粧品事業

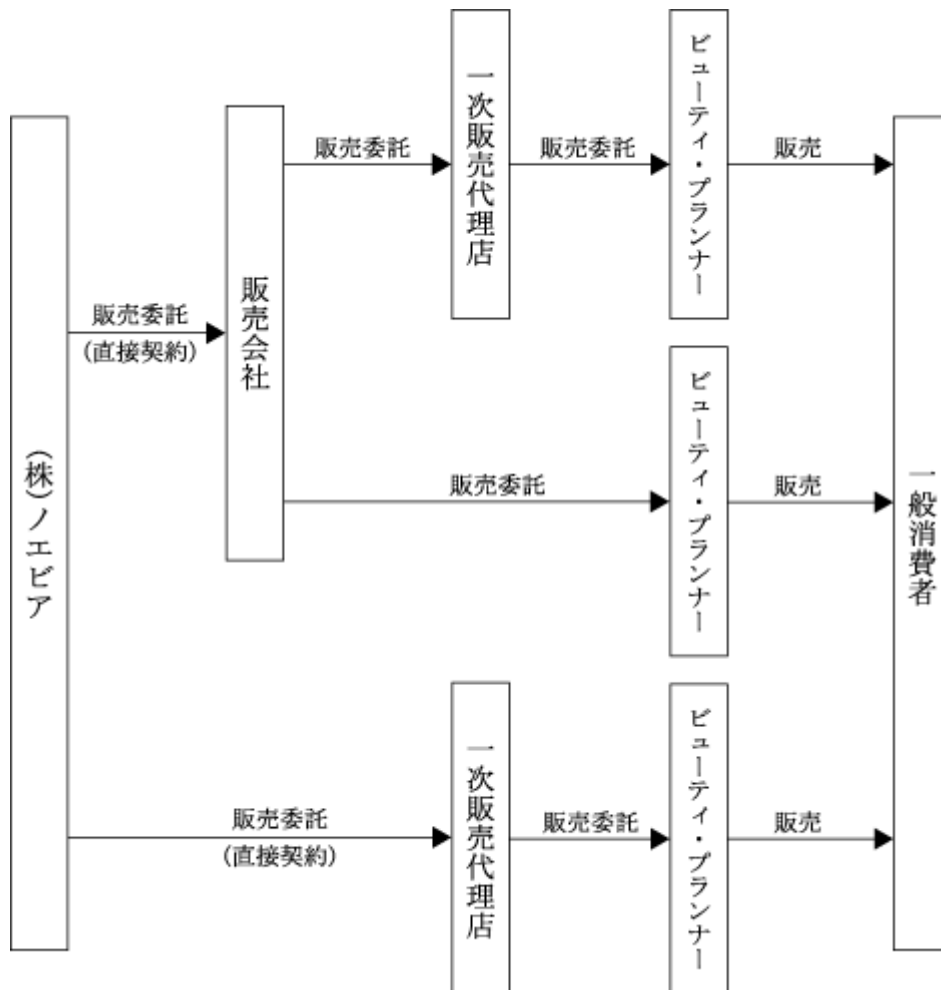
国内においては、(株)ノエビア、(株)ボナンザ、常盤薬品工業(株)他 1 社において化粧品、トイレタリーの製造販売並びに化粧雑貨の販売を行っております。

(株)ノエビアに関しては、(株)ノエビアと「委託販売契約」を締結する販売会社等を経由して化粧品等を販売しており、これらの販売会社等は「特定商取引に関する法律」で定める訪問販売を行っております。

(株)ノエビアは販売会社及び一部の一次販売代理店との間で直接委託販売契約を締結しております。当該販売会社等がさらに一次販売代理店又はビューティ・プランナーに対して委託販売契約を締結の上、販売委託を行っております。また、委託販売契約では全ての販売会社及び販売代理店は委託品を返品することが出来る旨定められております。

なお、(株)ノエビアは(株)ノエビアと直接契約を締結する販売会社等が販売を行った時点で売上計上しております。

委託販売制度の概要については以下のとおりです。



化粧品については、主に(株)ノエビアが製造しております。

また、海外においてはノエビア ユーエスエー インク(米国)、ノエビア カナダ インク(カナダ)、台湾蘭碧兒股? 有限公司(台湾)の各社が化粧品販売を行っております。

なお、上海諾薇雅国際貿易有限公司(中国)は当社グループ向けに販促品の調達、販売を行っており、上海諾依薇雅商貿有限公司(中国)は化粧品販売と当社グループ向けに販促品の調達、販売を行っております。

(2) 医薬品事業

常盤薬品工業(株)他3社において一般用医薬品（風邪薬、のど飴等）及び医薬部外品(滋養強壮ドリンク剤等)の製造及び販売を行っております。

一般用医薬品、医薬部外品共に、その大部分を常盤薬品工業(株)が製造し、同社から卸及び他3社を始めとする代理店を通じて配置薬、薬局薬店・ドラッグストア等にて一般消費者に販売を行っております。

(3) 食品事業

国内では(株)ノエビア、常盤薬品工業(株)他3社において栄養補助食品(サプリメント、機能性ドリンク等)の製造販売を行っております。

栄養補助食品については、常盤薬品工業(株)が製造及び商品仕入の大半を行っており、常盤薬品工業(株)の卸及び小売店を通じた販売、常盤薬品工業(株)の関係会社3社等を通じた配置販売及び当社の委託販売制度による販売を行っております。

また、海外においてはノエビア ユーエスエー インク(米国)、ノエビア カナダ インク(カナダ)、台湾蘭碧兒股? 有限公司(台湾)の各社が栄養補助食品の販売を行っております。

(4) その他の事業 (国内)

(株)ノエビアにおいてトータルファッションビジネスの一環として、ファッション性の高い高級衣料品を中心としたアパレル、ボディファッションの外注生産及び販売を行っており、外注先は大手アパレル企業が中心であります。

常盤薬品工業(株)において配置薬向けの薬箱の仕入販売を行っております。

(株)ノエビアツーリストにおいては、旅行代理店業及び生命保険代理店業を行っており、旅行代理店業については当社グループの団体旅行の取扱いを中心に、外販部門の強化に努めております。

(株)ノエビア アビエーションにおいては、(株)ノエビアが保有する航空機の運航を主とする不定期航空運送事業のほか、維持管理に必要な諸手続及び事務全般を含めた一切の業務について(株)ノエビアから受託しております。また当社グループ外の顧客に対しては、耐空検査等の試験飛行及び海外機の出入国手続代行等のサービス提供を行っております。なお、同社の収益は(株)ノエビアからの運航委託等によるものが大部分であります。

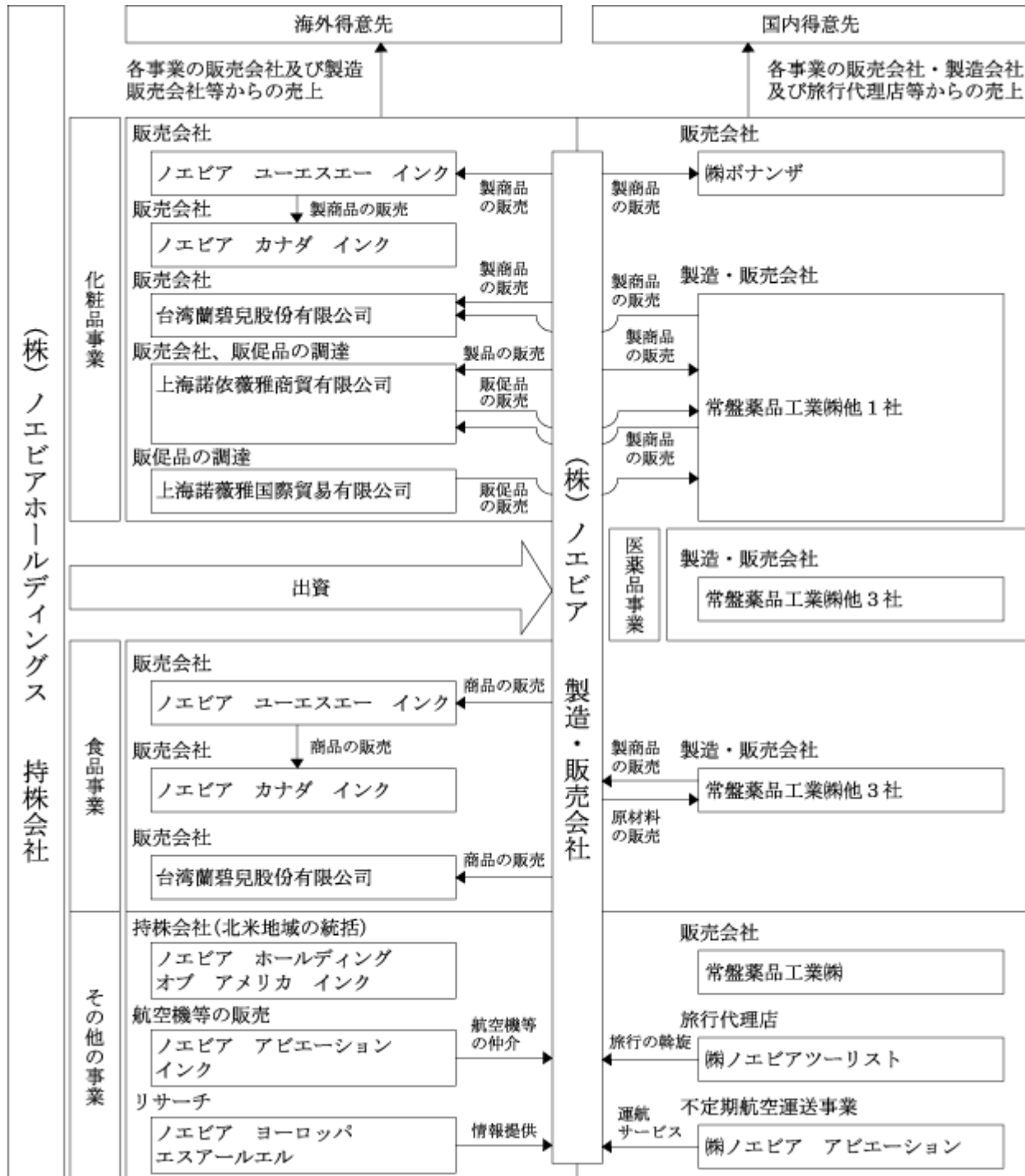
(海外)

ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク(米国)は、米国子会社2社及びカナダ子会社1社の持株会社であります。

ノエビア アビエーション インク(米国)においては、当社グループ外との航空機・船舶等の仕入及び販売、(株)ノエビアが保有する社有機の買い替えや部品等の調達を行っております。

ノエビア ヨーロッパ エスアールエル(サンマリノ共和国)は、欧州における化粧品市場の研究等を行っております。

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる(株)ノエビアの関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの平成22年9月20日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成22年9月20日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
化粧品事業	1,193 (168)
医薬品事業	413 (11)
食品事業	480 (16)
その他の事業	69 (11)
全社(共通)	132 (17)
合計	2,287 (223)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)ノエビア及びその連結子会社には労働組合は結成されておられません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの業績等の概要については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの生産、受注及び販売の状況については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの対処すべき課題については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により(株)ノエビアの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における(株)ノエビアの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることを想定されます。(株)ノエビアの事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において(株)ノエビアが判断したものであります。

(1) 販売制度

当社グループの化粧品事業における主たる販売形態は委託販売であり、(株)ノエビアは、「委託販売契約」を締結している販社販売代理店を通じて一般消費者に直接販売を行う対面販売を採用しております。

従って、(株)ノエビアの販売制度は「特定商取引に関する法律」の規制を受けております。「特定商取引に関する法律」が改正された場合は、販売方法等の見直しにより、当社グループ業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、(株)ノエビアと直接契約する販売会社等が販売を行なった時点で売上を計上しておりますが、販売会社等に所属する代理店から返品を受ける場合があり、売上高と戻り高の期間対応関係を明確にするため、将来の返品に伴う損失予想額（返品調整引当金）を計上しております。

さらに、主力製品である基礎化粧品については、每期、冬と夏の年2回「基礎化粧品フェア」を実施しており、10月と4月に売上高及び利益の比重が高まる傾向があります。従って、「基礎化粧品フェア」の状況が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 製造物責任及びクレーム

当社グループは、製造物責任法に基づき訴訟を提起される可能性があります。当社グループ製品及び競合他社製品の安全性をめぐるクレームや風評が発生した場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。結果として当社グループ製品に欠陥や安全性に関する問題がなかった場合であっても、風評被害等の影響により、同様の影響を受ける可能性があります。当社グループの製品の原材料や仕入商品に不良品が混入していた場合にも、同様の影響を及ぼす可能性があります。また、追加的に不良品回収のためのコストや損害賠償費用等が発生する可能性があります。

重大な製造物責任や創業以来のポリシーに対する信頼を失う事がなくとも、将来にわたってクレームがないとは言えず、市場での評価を落とさないとは限りません。

(3) 研究開発

研究技術、市場動向、業界を取り巻く情勢に対する対応能力、時代に即応した効果効能のある新製品開発力は、当社グループの市場競争力に重要な影響を与えています。化粧品は特に嗜好性の高い製品であり、開発が順調に進み製品化できた場合でも、必ずしも一般消費者に受け入れられるとは限りません。また、研究開発費は都度発生していきますが、新製品の開発が長期に亘る場合は、その成果が翌期以降に及ぶ事もあり得ます。さらに、期間を延長してさらなる研究開発投資を強いられる場合や結果として製品化できない場合もあります。当社グループとしては、一般消費者の嗜好を常に察知し、流行にあった製品を提供する方針ですが、一般消費者の望む製品を提供できなかった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 天候不順・景気変動

当社グループの化粧品事業における季節商品及び食品事業におけるドリンク飲料の販売動向は天候の影響を受け、医薬品事業における一般用医薬品及び医薬部外品（風邪薬、のど飴等）は、風邪・花粉症等の流行の影響を受けます。また、当社グループが主に取扱う化粧品は嗜好性の高い製品であり、個人消費動向等の景気変動の影響を受けます。予測し得ない景気変動が生じ、個人消費が低迷した場合や著しい天候不順となった場合等には当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害等

当社グループは、高度な情報処理システムによって、多品種に及ぶ製品とその製造や物流システムを処理しています。これらのシステムとオペレーションは火事、地震等の自然災害による通信回線のトラブルや不正侵入及び破壊行為等の人為的なトラブルの影響を受ける可能性があります。

また、当社グループの主たる生産拠点は化粧品事業は滋賀第一工場、医薬品事業及び食品事業は三重工場となっております。地震等の天災が発生した場合には、当社グループの生産ラインが停止し、製品の供給が行えなくなることや復旧に際して費用が発生すること等が想定されます。当社グループとしては、事前の予防措置を講じ対処する方針ですが、自然災害やその他の予期せぬトラブルによって当社グループは重大な影響を受ける可能性があります。

(6) 個人情報

当社グループは、様々な販売チャネルで事業展開していることから、多数の個人情報を保有しております。

個人情報については、内部統制報告制度対応の一環として、万全な情報管理体制の構築に取り組んでおります。しかしながら、万一個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合、顧客の信用失墜による売上の減少や顧客に対する損害賠償による損失が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権保護の限界

当社グループは、競合他社と差別化をはかり経営の安全性と優位性を保つため、一定の知的財産権を確保する措置を講じています。また、入念な特許・商標等の調査をしながら、製商品の開発をすすめております。しかしながら、他社の特許出願の公開前に開発、販売した場合など、他社特許に抵触する可能性があります。判明した場合は、交渉による解決や代替技術・原料の使用により回避する努力をすすめますが、製商品の仕様変更、回収等の費用発生や、損害賠償請求権を行使された場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制等

当社グループは、化粧品・医薬品・食品を中心に多様な製品・サービスを展開しており、各事業について主に下記のような法規制を受けております。当該グループとしてはこれらの法規制の遵守を徹底しており、過去に行政処分を受けたことはありませんが、今後、何らかの理由によりこれらの法規制に違反し、行政処分を受けた場合には当社グループの業績に悪影響が出る可能性があります。

a. 主要な事業許認可の内容

化粧品事業

免許、許認可 登録等の名称	免許、許認可 登録等の別	有効期間	関連する法律等
化粧品製造業	許可	平成22年2月5日から平成27年2月4日まで以後 5年更新	薬事法
医薬部外品の製造業	許可	平成22年2月5日から平成27年2月4日まで以後 5年更新	薬事法
化粧品製造販売業	許可	平成22年2月5日から平成27年2月4日まで以後 5年更新	薬事法

医薬品事業

免許、許認可 登録等の名称	免許、許認可 登録等の別	有効期間	関連する法律等
医薬品製造業	許可	平成19年1月1日から平成23年12月31日まで以後 5年更新	薬事法
医薬品卸売販売業	許可	平成19年3月29日から平成25年3月28日まで以後 6年更新	薬事法
医薬品店舗販売業	許可	平成21年5月29日から平成27年5月28日まで以後 6年更新	薬事法
第二種医薬品製造販売業	許可	平成19年4月1日から平成23年12月31日まで以後 5年更新	薬事法
家庭麻薬製造業	免許	平成19年1月1日から平成23年12月31日まで以後 2年更新	麻薬及び向精神薬 取締法

食品事業

免許、許認可 登録等の名称	免許、許認可・ 登録等の別	有効期間	関連する法律等
食品製造業	届出	期限の定めなし	食品衛生法
菓子製造業	許可	平成18年4月1日から平成24年3月31日まで以後 6年更新	食品衛生法
添加物製造業	許可	平成19年6月1日から平成25年5月31日まで以後 6年更新	食品衛生法
清涼飲料水製造業	許可	平成19年10月1日から平成25年9月30日まで以後 6年更新	食品衛生法

その他の事業

免許、許認可 登録等の名称	免許、許認可・ 登録等の別	有効期間	関連する法律等
国内航空運送事業	許可	期限の定めなし	航空法

b. 主な取消の事由

許認可等の取消、解約その他の事由が法令、契約等により定められている主な内容は以下であります。

化粧品事業

許認可等の内容	取消が法令に定められている場合の事由
化粧品製造業許可	薬事法 第75条（第13条第4項等）に定められる事由に該当した場合
医薬部外品の製造許可	薬事法 第75条（第13条第4項等）に定められる事由に該当した場合
化粧品製造販売業許可	薬事法 第75条（第12条第2項等）に定められる事由に該当した場合

医薬品事業

許認可等の内容	取消が法令に定められている場合の事由
医薬品製造業（許可）	薬事法 第75条（第13条第4項等）に定められる事由に該当した場合
医薬品卸売販売業（許可）	薬事法 第75条（第12条第2項等）に定められる事由に該当した場合
医薬品店舗販売業（許可）	薬事法 第75条（第12条第2項等）に定められる事由に該当した場合
第二種医薬品製造販売業（許可）	薬事法 第75条（第12条第2項等）に定められる取消事由に該当した場合
家庭麻薬製造業（免許）	麻薬及び向精神薬取締法 第64条等に定められる取消事由に該当した場合

食品事業

許認可等の内容	取消が法令に定められている場合の事由
食品製造業（届出）	食品衛生法 第6条、第55条等に定める規定に違反した場合
菓子製造業（許可）	食品衛生法 第6条、第55条等に定める規定に違反した場合
添加物製造業（許可）	食品衛生法 第6条、第55条等に定める規定に違反した場合
清涼飲料水製造業（許可）	食品衛生法 第6条、第55条等に定める規定に違反した場合

その他の事業

許認可等の内容	取消が法令に定められている場合の事由
国内航空運送事業（許可）（阪空域第105号）	航空法 第104条、第105条、第106条等に違反した場合

(9) 不定期航空運送及び航空機等販売

当社グループのその他の事業において、国内連結子会社(株)ノエビア アビエーションにおいて不定期航空運送、海外連結子会社ノエビア アビエーション インクにおいて航空機や船舶の仕入・販売を行っております。

不定期航空運送において重大な航空機事故が発生した場合等には当社グループのブランドイメージの低下を招く恐れがあり、当社グループの業績に間接的に影響を与える可能性があります。

また、ユーザーの需要の動向等により航空機等の販売における業績が芳しくなかった場合等には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社を株式移転設立完全親会社とし、(株)ノエビアを株式移転完全子会社とする株式移転計画については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの経営上の重要な契約等については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの研究開発活動については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの設備投資等の概要については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの主要な設備の状況については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)ノエビアの設備の新設、除却等の計画については、(株)ノエビアの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成23年3月22日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	145,000,000
計	145,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,337,487	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	41,337,487	-	

(注) 1 (株)ノエビアの発行済株式総数41,337,487株(平成22年9月20日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 (株)ノエビアは、当社の株式について、東京証券取引所(市場第二部)に新規上場申請を行う予定であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年3月22日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済 株式総数 増減数 (株)	発行済 株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年 3月22日	41,337,487	41,337,487	7,319	7,319	1,830	1,830

(注) (株)ノエビアの発行済株式総数41,337,487株(平成22年9月20日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる(株)ノエビアの平成22年9月20日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成22年9月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	16	15	143	71	6	21,717	21,968	-
所有株式数(単元)	-	25,226	70	122,545	6,800	8	258,706	413,355	1,987
所有株式数の割合(%)	-	6.10	0.02	29.65	1.64	0.00	62.59	100	-

(注) 自己株式14,627株は、「個人その他」に146単元、「単元未満株式の状況」に27株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる(株)ノエビアの平成22年9月20日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成22年9月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,320,900	413,209	-
単元未満株式	普通株式 1,987	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	41,337,487	-	-
総株主の議決権	-	413,209	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、(株)ノエビア所有の自己株式27株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年3月22日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】**【株式の種類等】**

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を重視した配当を継続して実施していくことを基本方針とする予定であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針とする予定であります。

当社は、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる(株)ノエビアの株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月
最高(円)	1,474	1,420	1,007 1,320	1,098	1,025
最低(円)	1,287	1,231	799 980	701	892

(注) 最高・最低株価は、平成20年1月20日まではジャスダック証券取引所におけるものであり、平成20年1月21日以降は東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。なお、第38期の事業年度別最高・最低株価のうち はジャスダック証券取引所におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	981	1,011	998	1,005	1,008	1,025
最低(円)	953	975	975	992	997	945

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。

5【役員 の 状況】

就任予定の当社の役員 の 状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	-	大倉 昊	昭和11年 8月 9日生	昭和39年 4月 ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを創業 昭和46年 6月 株式会社ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを設立 同社代表取締役社長 昭和53年 5月 (株)ノエビアに社名変更 (株)ノエビア代表取締役社長 平成16年12月 (株)ノエビア代表取締役社長兼最高 経営責任者(C E O) 平成21年 9月 (株)ノエビア代表取締役会長 現在に至る	(注) 3	8,438,000
代表取締役社長	-	大倉 俊	昭和39年 1月16日生	昭和63年 4月 株式会社住友銀行(現(株)三井住友 銀行)入行 平成 2年 9月 (株)ノエビア入社 平成 5年12月 (株)ノエビア取締役営業本部副本部 長兼国際担当 平成 7年11月 (株)ノエビア取締役経営企画室長兼 第四営業部長 平成10年 2月 (株)ノエビア常務取締役経営企画室 長兼第一営業部担当兼第四営業部 担当 平成10年 4月 (株)ノエビア常務取締役国内営業部 担当兼海外営業部担当 平成13年12月 (株)ノエビア代表取締役副社長 平成16年12月 (株)ノエビア代表取締役副社長兼最 高執行責任者(C O O) 平成21年 9月 (株)ノエビア代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク C E O	(注) 3	3,699,000
取締役	-	赤川 正志	昭和27年 1月28日生	昭和49年 4月 株式会社住友銀行(現(株)三井住友 銀行)入行 平成14年11月 (株)ノエビア顧問 平成14年12月 (株)ノエビア取締役神戸本社支配人 兼経理担当兼海外営業部長 平成17年12月 (株)ノエビア取締役神戸本社支配人 兼経理担当兼国際管理部長兼広報 ・ I R部担当兼総務部担当兼安全 対策委員長 平成18年12月 (株)ノエビア取締役神戸本社支配人 兼国際管理部長兼経理部担当兼総 務部担当兼安全対策委員長 平成19年12月 (株)ノエビア常務取締役神戸本社支 配人兼国際管理部長兼経理部担当 平成21年12月当社常務取締役管理 本部長 現在に至る 重要な兼職の状況 台湾蘭碧兒股? 有限公司董事長 上海諾微雅國際貿易有限公司董事長	(注) 3	2,000
取締役	-	吉田 一幸	昭和32年 6月10日生	昭和57年 1月 (株)ノエビア入社 平成18年 4月 (株)ノエビア経営企画部長 平成19年12月 (株)ノエビア取締役経営企画部長兼 広報・ I R部担当 平成20年12月 (株)ノエビア取締役経営企画部長 平成21年12月 (株)ノエビア取締役上席執行役員経 営企画部長 現在に至る	(注) 3	2,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	海田 安夫	昭和30年11月4日生	昭和53年7月 (株)ノエビア入社 平成6年12月 (株)ノエビア取締役営業本部副本部長、中部地区担当 平成17年12月 (株)ノエビア取締役商品統括部長兼生産統括部担当兼品質管理グループ担当兼ノエビアの郷担当 平成18年10月 (株)ノエビア取締役商品統括部長兼生産統括部担当兼知財・品質保証部担当兼生産設計部担当兼ノエビアの郷担当 平成19年12月 (株)ノエビア取締役商品統括部長兼知財・品質保証部担当兼生産設計部担当兼情報システム部担当 平成20年7月 (株)ノエビア取締役商品統括部長兼知財・品質保証部担当兼情報システム部担当 平成21年12月 (株)ノエビア取締役上席執行役員生産物流本部長兼情報システム部担当 現在に至る	(注)3	29,000
取締役	-	中野 正隆	昭和27年4月18日生	昭和53年6月 (株)ノエビア入社 平成7年10月 (株)ノエビア代表取締役社長 平成12年6月 (株)サナ代表取締役社長 平成16年9月 常盤薬品工業(株)取締役副社長 平成22年2月 常盤薬品工業(株)代表取締役社長 現在に至る	(注)3	7,000
取締役	-	田中 早苗	昭和37年7月15日生	平成元年4月 弁護士登録 平成3年9月 田中早苗法律事務所開設代表 現在に至る 平成18年3月 財団法人国際保険振興会理事 現在に至る 平成19年4月 (株)テレビ朝日放送番組審議会委員 現在に至る	(注)3	-
監査役	-	林 良治	昭和24年8月7日生	昭和56年6月 (株)ノエビア入社 平成12年12月 (株)ノエビア経理部長 平成18年12月 (株)ノエビア常勤監査役 現在に至る	(注)4	5,000
監査役	-	上田 正和	昭和38年12月23日生	平成6年4月 弁護士登録牛島法律事務所入所 平成7年7月 三宅坂総合法律事務所入所 平成10年1月 上田法律事務所開設 現在に至る 平成17年4月 大宮法科大学院大学教授 現在に至る 平成19年12月 (株)ノエビア監査役 現在に至る	(注)4	1,000
監査役	-	寄田 和弘	昭和33年2月24日生	平成5年4月 公認会計士登録 平成9年8月 寄田公認会計士事務所開設 現在に至る 平成9年9月 税理士登録 平成10年9月 監査法人はるか代表社員 現在に至る 平成20年12月 (株)ノエビア監査役 現在に至る	(注)4	-
計						12,183,800

(注) 1 代表取締役社長大倉俊は代表取締役会長大倉昊の長男であります。

2 監査役上田正和及び監査役寄田和弘は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

3 取締役の任期は、当社設立の日から平成23年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査役の任期は、当社設立の日から平成26年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 所有株式数は、(株)ノエビアの株式数であるとともに割当予定の当社株式数であります。

6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ各社を監督・統括する持株会社として、(1)グループ企業価値の最大化、(2)コーポレートガバナンスの強化、(3)グループ戦略機能の強化を目的としております。

当社および当社グループ各社は、企業価値を継続的に向上させて、株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業の実現のために、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題として位置付け、経営管理体制の整備や監査機能の充実を行い、法令・定款遵守と企業倫理を徹底するとともに、内部統制システムおよびリスクマネジメントシステムの整備に努めてまいります。

<当社グループ基本方針>

当社グループは、企業価値をより高められるよう努めるとともに、企業の社会的責任として定めた以下の6つの責任を果たします。

また、全てのステークホルダーの皆さまに対し、当社グループに関する重要な情報（経営関連情報および財務情報等）を公正かつ適時適切に開示いたします。

- 1．顧客に対する責任
- 2．株主に対する責任
- 3．販売代理店に対する責任
- 4．取引先に対する責任
- 5．従業員に対する責任
- 6．環境に対する責任

<当社グループ行動規範>

当社グループの役員および従業員は、基本方針を踏まえ、法令はもとより社会のルールを遵守して公正に活動し、行動規範として以下に定めた事項について一人ひとりが会社の代表であるとの明確な自覚と責任を持つものいたします。

- 1．法令等の遵守
- 2．利益相反の防止
- 3．インサイダー取引の防止
- 4．個人情報・機密情報の保護
- 5．反社会的勢力に対する姿勢
- 6．社会的に不相当な接待・贈答の授受禁止
- 7．人権の尊重
- 8．プライバシー保護
- 9．ハラスメントの禁止
- 10．職場における政治活動・宗教活動の禁止

1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の基本説明

< 業務執行 >

- ・ 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制確立に努めます。
- ・ 当社の取締役会の運営につきましては、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況について監督します。
- ・ 取締役会の意思決定および監督機能の強化、業務執行責任の明確化・迅速性を図り、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的に、執行役員制度を導入します。取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営方針に従って、当社業務を執行いたします。

< 監査・監督 >

- ・ 当社は監査役制度を採用します。非常勤監査役の2名は社外監査役の予定であります。また、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法律上のアドバイスを受けます。
- ・ 代表取締役社長直轄下に「内部監査室」を設置し、定期的に各部門の内部監査を実施します。その他緊急を要する事項等については、その都度機動的に対応します。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

- ・ 内部監査室は、年次監査計画に基づき、業務活動全般にわたる監査を実施する予定です。監査結果は、社長および監査役に報告され、改善指導を実施する予定です。
- ・ 監査役3名は、取締役会に出席して意見を述べるほか、経営全般の監視に当たる予定です。監査役会には会計監査人や内部監査室が随時出席し、各々の情報の共有を図るなど、相互に連携をとり効果的な三様監査の実現に努めます。

会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の概要

- ・ 当社の社外取締役を予定している田中早苗は、当社と人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。
- ・ 当社の社外監査役を予定している上田正和は、(株)ノエビア株式を1千株保有しております。なお、当社と同監査役との間に、上記以外の人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。
- ・ 当社の社外監査役を予定している寄田和宏は、当社と人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。
- ・ 当社は、社外取締役を予定している田中早苗の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の取締役会の機能強化を図り、また、社外監査役を予定している、上田正和の弁護士および法科大学院大学教授としての、寄田和宏の公認会計士、税理士ならびに監査法人代表社員としての、それぞれ豊富な経験と専門的な知識をもとに、当社の監査役会の機能強化を図ります。

2．リスク管理体制の整備の状況

当社の業務執行に係るリスクを認識し、リスクが発生したときの対応のために「危機管理規程」を定め、リスク管理体制を明確にする予定です。不測の事態が発生した場合には、リスク管理に関する委員会を設置し、代表取締役社長がその委員長の任にあたり、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。「機密管理規程」および「個人情報保護規程」等を定め、適切な機密管理および個人情報保護管理を実施する予定です。

3．役員報酬の内容

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬総額は、年額10億円以内とし、監査役の報酬総額は、年額1億円以内とする予定であります。

4．会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結する予定であります。

5．取締役の定数及び取締役選任の決議要件

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定める予定であります。

また、取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定であります。

6．社外監査役との責任限定契約

当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる旨を定款に定める予定であり、社外監査役と個別の責任限定契約を締結する予定であります。

7．社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる旨を定款に定める予定であり、社外取締役と個別の責任限定契約を締結する予定であります。

8．剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的で弾力的な財務戦略を実現するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定める予定であります。

9．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。

10．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）がその役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定める予定であります。

11．会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担することを定めた契約を締結することができる旨を定款に定める予定であります。本届出書提出日現在において会計監査人と個別の責任限定契約を締結する予定はありません。

12．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定める予定であります。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

なお、当社の完全子会社となる(株)ノエビアのコーポレート・ガバナンスの状況等については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

なお、当社の完全子会社となる(株)ノエビアの監査報酬の内容等については、(株)ノエビアの有価証券報告書をご参照ください。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる(株)ノビアの経理の状況については、(株)ノビアの有価証券報告書をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下の通りとなる予定です。

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	事業年度の終了日の翌日から3か月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜二丁目2番21号 中央三井信託銀行株式会社 大阪支店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

1【組織再編成対象会社(株)ノエビア)が提出した書類】

(1)【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第39期(自平成20年9月21日至平成21年9月20日)

平成21年12月8日関東財務局長に提出

(2)【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第40期第1四半期(自平成21年9月21日至平成21年12月20日)

平成22年2月3日関東財務局長に提出

事業年度第40期第2四半期(自平成21年12月21日至平成22年3月20日)

平成22年4月28日関東財務局長に提出

事業年度第40期第3四半期(自平成22年3月21日至平成22年6月20日)

平成22年8月4日関東財務局長に提出

(3)【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成22年11月18日)までに以下の臨時報告書を提出しております。

平成22年10月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転)の規定に基づく臨時報告書

(4)【訂正報告書】

該当事項はありません。

2【上記書類を縦覧に供している場所】

東京本社(東京都中央区銀座七丁目6番15号)

大阪支社(大阪市中央区安土町三丁目5番12号 住友生命本町ビル)

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる(株)ノエビアの平成22年9月20日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成22年9月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
大倉 昊	兵庫県芦屋市	8,438	20.41
株式会社 エヌ・アイ・アイ	東京都港区北青山1-2-3	6,972	16.86
有限会社大倉興産	大阪市北区堂島2-1-25	4,491	10.86
大倉 俊	東京都港区	3,699	8.94
ノエビア従業員持株会	神戸市中央区港島中町6-13-1	1,250	3.02
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	900	2.17
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町1-1-5 (東京都中央区晴海1-8-12)	600	1.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	300	0.72
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ ・サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7-18-24 (東京都中央区晴海1-8-11)	300	0.72
日本コルマ－株式会社	大阪市中央区伏見町4-4-1	300	0.72
計	-	27,250	65.92

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法上の株式移転に基づき、平成23年3月22日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転に基づき、平成23年3月22日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。